

# 江東区災害時協定連絡協議会分科会運営支援業務委託

## プロポーザル実施要領

### 1. 事業の趣旨・目的

今後 30 年で 70% の確率で発生するとも言われる首都直下地震が発生した場合、首都圏の広範囲で甚大な被害が想定されている。令和 4 年に公表された被害想定では、道路上の障害物による道路閉塞等による救出救助活動の遅れや、多数の負傷者の搬送が間に合わない、避難環境の悪化による震災関連死など、状況によって被害が更に拡大する可能性についても災害シナリオで明らかにされた。

こうした甚大な被害から区民の生命と財産を守るために、平素からの減災の取組に加えて、情報空白期間であり人員・資機材が限られる発災直後から、人命救助や応急復旧など、迅速かつ適切な災害対処が極めて重要となる。そのためには、区だけではなく防災関係機関、災害時協力協定団体、自主防災組織、区民など、災害対処に係る各主体個々の対応力向上や主体間の連携強化が不可欠である。

本業務は、江東区災害時協定連絡協議会に設置する「物資供給・輸送」および「施設」に係る分科会において、関係団体と行政が連携し、災害対応力の向上を図るため、分科会の円滑な運営、意見整理、課題抽出および報告書作成等を支援することを目的とする。

### 2. 業務概要

- |           |                           |
|-----------|---------------------------|
| (1) 業務名   | 江東区災害時協定連絡協議会分科会運営支援業務委託  |
| (2) 業務内容  | 別紙「業務委託仕様書」のとおり           |
| (3) 委託上限額 | 16,840,000 円（税込）          |
| (4) 契約期間  | 契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日 |

### 3. 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がなされていない者でないこと。

- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある法人ではないこと。
- (4) 江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（27江総経第3281号）による指名停止を受けていないこと。
- (5) 江東区における競争入札参加資格を有すること（東京電子自治体共同運営「電子調達サービス」による。）。
- (6) 過去10年間（平成28年4月1日以降）に、5万人以上の人口を有する他自治体において、防災関連計画の策定もしくは改定に関する支援業務の受注実績があること。

#### 4. スケジュール

- (1) 実施要領の公表期間  
令和8年2月3日（火）～令和8年3月3日（火）
- (2) 質問受付期間  
令和8年2月3日（火）～令和8年2月17日（火）
- (3) 質問回答期限  
令和8年2月24日（火）
- (4) 参加表明書の提出期限  
令和8年3月3日（火）午後5時必着
- (5) 企画提案書等の提出期限  
令和8年3月3日（火）午後5時必着
- (6) 第1次審査結果通知日  
令和8年3月13日（金）
- (7) 第2次審査  
令和8年3月26日（木）
- (8) 最終選定結果通知  
令和8年3月31日（火）

#### 5. 参加手続

- (1) 実施要領の公表
  - ア 公募期間 : 令和8年2月3日（火）～令和8年3月3日（火）
  - イ 公募方法 : 区ホームページにて公表
- (2) 質疑・回答
  - ア 質問受付期間 : 令和8年2月3日（火）～令和8年2月17日（火）午後5時必着

- イ 質問方法 : 電子メールにより、「13.担当」に記載の担当部署まで提出すること。
- ウ 回答期限 : 令和8年2月24日（火）
- エ 回答方法 : 質問への回答は区ホームページに掲載する。  
質問者に対する個別の回答は行わない。
- （3） 参加表明書、企画提案書ほか提出書類の提出期限及び提出方法
- ア 提出期限 : 令和8年3月3日（火）午後5時必着  
※提出期限後に到着した書類は無効とする。
- イ 提出方法 : 持参（平日の午前9時～午後5時）又は郵送  
※提出先は「13.担当」に記載の担当部署まで

## 6. 提出書類

- （1） 参加表明書【様式1】 1部
- （2） 企画提案書 正本1部 副本7部  
提案内容には以下の項目を必ず盛り込むこと。
- ・本業務の人員体制について
  - ・業務スケジュールについて
  - ・協定分野ごとの現状の課題整理について
  - ・分科会運営、ファシリテーション支援について
  - ・分科会対象団体への事前アンケートの設計方針、内容案について
  - ・分科会報告書の作成方針について
- （3） 価格提案書（見積書） 1部
- （4） 東京電子自治体共同運営サービスの競争入札参加資格審査受付票の写し（裏面印鑑証明部分を含む）
- （5） 会社概要 1部
- （6） 業務実績書【様式2】 1部
- （7） 参加資格要件とする受注実績が確認できる書類 1部
- ※ 提出書類は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書開示請求があった場合は、開示対象になることもある。

## 7. 提出書類作成における留意事項

- （1） 書類の提出時期については、「4. スケジュール」のとおりとする。
- （2） 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1案とする。
- （3） 真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。

- (4) 企画提案書等において使用する言語及び通貨は、商標及び固有名称を除き、日本語及び日本国通貨に限るものとし、使用する通貨は「円」とすること。
- (5) 副本には、事業者名が特定できる表現及びロゴマークなどを記載しないこと。もしくは、当該箇所にマスキングをすること。
- (6) 参加表明書は区指定の様式【様式1】を使用し、A4サイズ1ページで作成すること。
- (7) 企画提案書はA4サイズ任意様式（ページ数は問わない）で作成すること。
- (8) 價格提案書（見積書）はA4サイズ1ページで作成すること。
- (9) 業務実績書は区指定の様式【様式2】で作成し、本業務と同種・類似業務の実績について受注先の自治体名、契約件名（業務内容）、契約期間、契約金額をわかりやすく明記すること。
- (10) 参加資格要件とする受注実績が確認できる書類は、【様式2】に記載の過去10年間（平成28年4月1日以降）に、5万人以上の人団を有する他自治体において、防災関連計画の策定もしくは改定に関する支援業務の受注実績を証明する書類とする。（契約書の表紙の写し等）

## 8. 評価方法

- (1) 評価基準  
別紙「評価基準」のとおり
- (2) 評価方法  
企画提案書、価格提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、別紙「評価基準」に基づいて評価する。
- (3) 第1次審査（書類審査）  
提出書類について別紙「評価基準」に基づき採点を行い、採点が高い事業者から順に3事業者程度を第2次審査対象者として選定する。  
第1次審査の結果は、令和8年3月13日（金）までに全ての参加者に電子メール及び書面により通知し、併せて、第2次審査対象者には日時、場所等詳細を通知する。
- (4) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）  
本業務を受託した際に携わる担当者が出席し、企画提案書に沿って説明を行うこと。  
1事業者あたり30分（プレゼンテーション15分、ヒアリング15分）程度とし、参加人数は5名までとする。  
プレゼンテーションでパソコンを使用する場合は必要な機器を持参す

ること。(電源、プロジェクター、スクリーン、HDMI ケーブル(タイプ A)) は区で用意する。

(5) 候補者の選定方法

- ア 失格者を除いた者の内、(3)(4) の合計点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。
- イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、同額の場合、当該事業者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成及び再提出すること。江東区は、その価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。
- ウ ア、イに関わらず、合計点が評価基準の配点の 6 割(1250 点中 750 点)に満たない場合は、候補者として選定しない。

(6) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 価格提案書の金額が委託上限額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 評価に関わる委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合

## 9. 選定結果の通知

第2次審査の結果は、令和 8 年 3 月 31 日(火)までに第2次審査の参加者に電子メール及び書面により通知する。

## 10. 契約手続

- (1) 第2次審査の結果、選定された候補者と江東区との間で委託内容、経費等について再度調整を行い、委託契約を締結する。
- (2) 選定された候補者が特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届(任意様式)を提出すること。  
なお、この場合、次順位者を候補者とする。

## 11. 選定結果の公表

選定された候補者との契約締結後、速やかに下記項目について区ホームページにて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

### 【公表事項】

- (1) 候補者の名称、総合点及び選定理由
- (2) (1)以外の参加者の名称及び総合点
  - ア (1)以外の参加者の名称は、ABC表記とし、総合点は点数順で表記する。
  - イ 参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

## 12. その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) すべての提出書類について、提出した後の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、江東区から指示があった場合を除く。
- (3) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (4) 参加表明書を提出した後、江東区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成のために江東区から資料を受領した場合、その資料について、江東区の許可なく公表及び使用することはできない。
- (6) 電子メールや郵便等の事故について、江東区はいかなる責任も負わない。
- (7) プロポーザルの参加にあたり、プロポーザル参加者に生じた損害等について、江東区はいかなる責任も負わない。
- (8) 本業務の実施及び予算額については、令和8年度第1回区議会定例会における令和8年度当初予算が可決された場合において有効とするため、中止または変更となることがある。

## 13. 担当

江東区総務部危機管理室防災計画課防災計画係

電話：03-3647-9584

FAX：03-3647-8440

メール：[bosai@city.koto.lg.jp](mailto:bosai@city.koto.lg.jp)

郵送先：〒135-8383 江東区東陽4-11-28（防災センター4階）

以上